

令和6年度事業計画書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

I. 基本方針

公益社団法人沖縄県農林水産団体共済会は、「沖縄県内の勤労者に対して総合的な勤労者福利・福祉事業を行い、もって福利厚生の上昇、雇用の安定と農林水産団体等の振興、地域社会の福祉の上昇に寄与する」ことを目的として事業を展開しております。

当会が実施する4つの事業について事業計画を策定するにあたり、次の5点に留意し取り組んでまいります。

1. **特定退職金共済事業**（共済制度）は、加入団体・企業（会員）が運営する「退職金制度」を税制及び財政面から支援し、もって従業員の退職後の生活基盤の安定に寄与する重要な事業です。本事業が安定して持続できる財政運営に努めます。
2. **施設退職金共済事業**（施設制度）は、前項の事業を補完するもう一つの退職金共済事業であり、会員の退職給付引当金及び役員退職慰労引当金の安定財源となるよう運営に努めます。
また、同制度に規定する**福利事業**により勤労者の生活の安定と福利の上昇に貢献します。
3. **福祉事業**は、沖縄県内の社会福祉を担う諸組織の活動を資金面から支援し、地域社会への貢献に努めます。
4. 事業実施に必要な財源を確保する**資金運用**については、金融市場の情勢に留意しつつ長期安定した運用ができるようポートフォリオの構築及びリスク管理に努めます。
5. **法人運営**については、公益法人3法及び定款等の規定を順守するとともにコンプライアンス及び内部統制態勢を確立し健全な運営に努めます。

また、**新たな公益目的事業**として、勤労者の資産形成を支援する**企業型DC事業**及び**セミナー事業**を開始するための取組みを行います。

Ⅱ. 事業実施計画

1. 公益目的事業

(1) 特定退職金共済事業（共済制度）

- ① 会員からの掛金を長期安定的なスタンスで運用管理するとともに、給付還元として一定の利息を付加することにより、退職金財源の安定確保に努めます。
- ② 退職給付金は、会員の請求により速やかに給付を実施します。
- ③ ホームページ等を活用した広報や訪問説明により加入推進を図ります。
- ④ 従業員（被共済者）の退職金要支給額の増加に応じた掛金の増口を推進します。
- ⑤ 主な計画は次のとおりです。

ア. 会員及び被共済者

	6年度計画	5年度見込	見込比	5年度計画
会員（団体）	63	61	+2	61
被共済者（人）	2,608	2,607	+1	2,658

イ. 会員からの積立掛金（年間）

	6年度計画	5年度見込	見込比	5年度計画
金額（百万円）	567	576	△9	595

ウ. 退職者に給付する退職給付金

	6年度計画	5年度見込	見込比	5年度計画
人数（人）	194	195	△1	192
金額（百万円）	931	960	△29	931

エ. 給付還元（付加利率）

	6年度計画	5年度見込	見込比	5年度計画
利率（％）	1.1	1.1	—	1.1

オ. 責任準備金（給付金相当額）

	6年度計画	5年度見込	見込比	5年度計画
金額（百万円）	7,569	7,850	△281	7,912

(2) 地域住民福祉事業

- ① 福祉団体・福祉施設等への寄付活動等を実施します。
- ② 要請に応じ災害復旧・復興を支援する義援金の寄付を実施します。
- ③ より効果的な活動に向けて、地域社会への福祉活動に関する情報の収集を行います。
- ④ 申請に応じ会員が主催又は共催する地域住民に対する健康診断や健康相談講演活動に係る経費の一部助成を行います。
- ⑤ 当年度予算について、次のとおり設定します。

	6年度計画	5年度見込	見込比	5年度計画
金額（千円）	4,000	4,000	-	4,000

2. その他の事業（相互扶助事業）

(1) 施設退職金共済事業（施設制度）

- ① 会員からの掛金を長期安定的なスタンスで運用管理するとともに、一定の利息を付加することにより、退職金財源の安定確保に努めます。
- ② 退職資金給付金は、会員の請求により速やかに給付を実施します。
- ③ 被共済者の退職金要支給額の増加に応じた掛金の増口を推進します。
- ④ 共済制度との連携・補完を図るとともに安定運用に努めます。
- ⑤ 主な計画は次のとおりです。

ア. 会員及び被共済者

	6年度計画	5年度見込	見込比	5年度計画
会員（団体）	65	63	+2	63
被共済者（人）	2,710	2,709	+1	2,755

イ. 会員からの受入掛金（年間）

	6年度計画	5年度見込	見込比	5年度計画
金額（百万円）	204	208	△4	217

ウ. 退職者及び給付する退職資金給付金

	6年度計画	5年度見込	見込比	5年度計画
人数（人）	194	207	△13	212
金額（百万円）	325	355	△30	375

エ. 給付還元（付加利率）

	6年度計画	5年度見込	見込比	5年度計画
利率（%）	0.7	0.7	-	0.7

オ. 責任準備金（給付金相当額）

	6年度計画	5年度見込	見込比	5年度計画
金額（百万円）	2,096	2,202	△106	2,179

(2) 福利事業

① 福利貸付制度による被共済者の生活の安定及び向上支援

	6年度計画	5年度見込	見込比	5年度計画
新規貸付（件）	200	195	+5	200

		6年度計画	5年度見込	見込比	5年度計画
金額(百万円)	新規	250	243	+7	276
	償還	320	320	-	377
	残高	759	829	△70	800

② 被共済者に対する入院療養見舞金の支給及び福利厚生への助成

	6年度計画	5年度見込	見込比	5年度計画
金額（千円）	2,100	2,300	△200	2,100

3. 資金運用・管理

- ① 事業の実施に必要な資金を確保するため、関係法令及び規程に基づいた資金運用を行います。
- ② 具体的な運用・管理は、資金運用規程及び理事会で決定する「令和6年度資金運用方針」に基づき実施します。
- ③ リスク管理は、常勤理事及び事務局をメンバーとする「資金運用会議」において定期的に保有資産の状況をモニタリングします。
- ④ 運用状況について、上期末及び年度末に「資金運用報告書」にまとめ理事会に報告します。

4. 法人全般

(1) 事業運営

- ① 当会の活動状況や財務状況等の情報を積極的にホームページに掲載することにより、地域への情報公開に努めます。
- ② 加入団体へのサービス強化及び業務の効率化を図るため、事業管理システム改善に取り組みます。
- ③ 当法人を含め9都府県で構成する全国共済事業協議会、九州3県で構成する事務研究会を通じ会員相互の情報交換を行い、もって効率的な事業運営に努めます。
- ④ 業務遂行に必要な専門知識を備えた人材の育成に向け、研修及び資格取得への取組みを行います。

(2) 組織の健全な運営

- ① 公益法人会計基準に基づき適正な財務管理を行うとともに、監事による監査及び会計監査人による外部監査を実施（上半期及び下半期の計2回）します。不備な事項の指摘に対しては、速やかに改善を行います。
- ② 法令・定款等の規定に基づく事業運営ができるよう、事務局職員に対する研修を実施します。

5. 新規事業への取組み

以下のとおり、新たな公益目的事業として二つの事業を開始するための取組みを進めます。

(1) 目的

勤労者の資産形成支援を目的とした「企業型DC事業」及び「セミナー事業」を行う。

(2) 背景

- ① 急速な高齢化・長寿化の進展に伴う「人生100年時代」の到来により、公的年金以外の自助努力による資産形成の重要性が高まっており、政府が策定した「資産所得倍増プラン」には「企業による雇用者への資産形成支援の強化」が掲げられているが、特に小規模企業においてはその取組みはあまり進んでいない。また、「同一労働同一賃金」の観点から嘱託やパート等いわゆる非正規の雇用者に対しても正規と同様の取組みが求められている。
- ② 金融機関による制度運営は利益相反の懸念があることが一般的に言われ

ており、加入者の利益を優先した制度運営が求められている。

- ③ 以上の観点から、本会が当該事業を行うことは公益事業の一つである「勤労者の福祉の向上」に資すると考えられる。

(3) 事業概況

- ① 「**企業型DC事業**」：国の制度である「企業型確定拠出年金制度」に基づき、当会が「代表事業主」及び「運営管理機関」となって企業（事業主）から委任を受けて制度の運営管理業務を行う。
- ② 「**セミナー事業**」：資産形成に必要なスキルである「金融リテラシー」の向上を目的に「わかりやすい投資教育」をモットーにセミナーを実施する。

(4) 開始に向けた取組み

- ① 企業型DC事業はその実施に許認可が必要なことから、令和6年4月から厚生労働省ほか所管する機関への申請及び調整作業を行うとともに、制度運営システム委託先との業務内容のすり合わせ等を行う。
- ② セミナー事業は、その実施に必要な人材の確保、セミナー内容や資材の選定、開催要領の策定等を行う。

(5) 開始時期

令和7年2月開始を目途とする。